

## 第三者評価適格認定後の変更に関する届出

短期大学名 ( 仙台青葉学院短期大学 ) 第三者評価適格認定年度 (平成 27 年度)

| 変更事項        | 変更前  | 変更後  | 変更年月日              | 変更理由          |
|-------------|--|--|--------------------|---------------|
| 教育目的        | 仙台青葉学院短期大学学則<br>(学科の目的)<br>第5条<br>【中略】<br>〈新設〉               | 仙台青葉学院短期大学学則<br>(学科の目的)<br>第5条<br>【中略】<br>7 観光ビジネス学科は、豊かな教養、コミュニケーション能力、ホスピタリティマインド及び経営学を中心とする理論的背景を踏まえた観光ビジネス分野の専門的知識・実務能力を身につけた人材を養成することを目的とする。また、生涯にわたって観光ビジネス分野のキャリア形成に努め、地域社会の活性化に貢献できる人材を育成する。 | 平成 28 年<br>4 月 1 日 | 観光ビジネス学科開設のため |
| 教育研究に係る基本組織 | 看護学科<br>ビジネスキャリア学科<br>リハビリテーション学科<br>こども学科<br>歯科衛生学科<br>栄養学科 | 看護学科<br>ビジネスキャリア学科<br>リハビリテーション学科<br>こども学科<br>歯科衛生学科<br>栄養学科<br>観光ビジネス学科   | 平成 28 年<br>4 月 1 日 | 観光ビジネス学科開設のため |
| 入学定員        | 〈新設〉   | 観光ビジネス学科 40 名  | 平成 28 年<br>4 月 1 日 | 観光ビジネス学科開設のため |
| 収容定員        | 〈新設〉   | 観光ビジネス学科 80 名  | 平成 28 年<br>4 月 1 日 | 観光ビジネス学科開設のため |

(注1) 本届作成に当たって、不必要な変更事項欄を削除したり、適宜別紙により作成するなどしていただいても構いません。

(注2) 変更内容に関する資料等(新旧学則、文部科学省への提出・届出文書等)がありましたら添付してください。